

航空自衛隊小松基地仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	共通仕様書	
物品番号		仕様書番号	小松基LPS-V23091-4
品名 又は 件名	現地外注整備 (市販型車両) 共通仕様書	承認	平成29年 4月 3日
		作成	平成12年 4月12日
		改正	平成24年 4月14日
			平成29年 4月 3日
		作成部隊等名	第6航空団 車両部

1. 総則

1.1 適用範囲

- この仕様書は、第6航空団司令が行う市販型車両の現地外注整備について、契約相手方が実施する共通事項を規定する。
- この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書に規定する内容が優先する。

1.2 用語の意味 この仕様書において用いる用語の意味は、次に示すほか、各項において定めるとおりとする。

- 個別TO等 個別TO等とは、次に示すものをいう。
  - 当該車両等に適用する技術指令書 (J.T.O)
  - 製造会社取扱説明書等 (製造会社が車両等の修理を目的として作成した取扱説明書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。)
- 車両等 車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準 (J.T.O.00-10-9) (以下「車両等整備基準」という。) 第1-2表に示す車両及びそれぞれの構成品、取付品及び部品等をいう。
- 修理不能 修理不能とは、次の各号の場合をいう。
  - 個別仕様書に規定された修理限度を超える場合。
  - 個別仕様書のより特に規定がない限り当該品目(互換性品目及びその他の代品を含む)の修理時における新品取得価格の65%以上修復の諸費用が見積もられる場合。
  - その他官側が指示した場合。
- 監督 監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。
- 検査 検査とは、契約相手方の履行の最終段階における給付の完了の確認を行い合格

件名	現地外注整備（市販型車両）共通仕様書
又は不合格の判定を行うことをいう。	
1.3 関連文書 次の文書等は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するものの他は、入札時（入札が行われない場合は契約時）における最新版とする。	
1) 自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）	
2) 航空自衛隊物品管理補給規則（昭和43年航空自衛隊達35号）	
3) 航空自衛隊調達規則（JAFR124）	
4) 航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）	
5) 航空自衛隊装備品等共通整備基準（J.T.0.00-10-1）	
6) 航空自衛隊車両等整備基準（J.T.0.00-10-9）	
7) 車両等の塗装及び標識（J.T.0.36-1-3）	
8) 車両等検査要項（J.T.0.36-1-6）	
9) 車両等防錆処理要領（J.T.0.36-1-52）	
10) 個別T.O等	
11) 道路運送車両法（昭和26年法律185号）	
12) 自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）	
13) 標準作業点数表（日本自動車整備振興会）	
14) 日本工業規格（JIS）	
2. 役務に関する要求事項	
2.1 整備作業の種類及び工程 個別仕様書で規定する整備作業の種類及び工程は原則として次のとおりとする。	
1) 定期検査整備 定期検査整備は、車両等整備基準に定めるI検査またM検査について次の工程の作業を実施する。但し、イ、ウの作業については、I検査又はM検査で分解を要求される部位を除き、定期検査の結果に基づき監督官の指示を得て実施する。	
ア 定期検査	
イ 分解検査	
ウ 修理等	
2) 定期点検整備 定期点検整備は、道路運送車両法（以下車両法という）に定める定期点検整備（3か月、6か月、12か月、24か月）について、次の工程の作業を実施する。但し、イ、ウの作業については、3か月、6か月、12か月、24か月点検で分解が要求される部位を除き、定期点検の結果に基づき監督官の指示を得て実施する。	
ア 定期点検	
イ 分解検査	
ウ 修理等	
3) 計画外整備 計画外整備では、定期検査整備及び定期点検整備以外の整備で、個別仕様書で指示された作業をいう。	
2.2 作業内容 前2.1に示す工程の作業内容は、個別仕様書で特に指示するほか次によ	

件名	現地外注整備（市販型車両）共通仕様書
り実施する。	
1) 定期検査	定期検査は、車両等整備基準に定める I 検査またはM検査について、車両等検査要項（別紙第1）の手順に従い目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに結果を車両等整備基準に定める作業用紙（別紙様式第1，2）に記録するものとする。
2) 定期点検	定期点検は、車両法に定める定期点検整備に基づいて実施するものとする。
3) 分解検査	分解検査は、定期検査又は定期点検の結果、判明した要修理箇所を修理するために必要な最小限の分解とする。なお分解した部品は目視点検、機能点検、計測等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するに必要な修理方法、要交換部品を判定する。確認の結果必要事項を要修理申立書（別紙様式第3）に記録するものとする。また分解した部品は要交換品を除き、必要な品質を維持するための洗浄等を行う。
4) 修理等	修理等とは、2.2.3)で確認された本来の性能を発揮できない車両等の修理箇所（部位、部品等）を交換、加工、組立調整等の作業を実施して本来の状態に修復するため、次の作業を行う。
ア 交換	2.2.3)で要交換と判定されたものを2.4により良品と交換する。
イ 加工	修理するための加工は、要修理箇所（部位、部品等）の特性に応じ、最も適した方法で行う。
ウ 組立調整	2.2.3)で使用可能品と判断されたもの、2.2.4)のア、イで修理した部品等について規定の性能を発揮するため、適正な手順方法により組み立て、必要に応じて各部を調整する。
エ 潤滑	車両等の必要な部位、部品について必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定のうえ適正量を給油する。
オ 塗装及び標識	塗装及び標識は、個別仕様書で特に指示された場合を除き、この仕様書の1.3.7)による。
2.3 作業の中止	次に示す場合は作業を中止し、監督官に申し出る。
1) 車両を修理するため、個別仕様書で指示された以外の作業の必要がある場合。	
2) 修理不能の場合	
2.4 使用部品及び材料	
1) 使用部品及び材料の準備	整備作業に必要な部品、材料等は個別仕様書で官給を指示されたものを除き契約相手方で準備する。
2) 部品等の規格及び活用	
ア 部品等の使用	部品等の使用は原則として製造会社の純正部品（個別T.O等に記載された部品）とする。
イ 修理に際し、修理不納品（組部品）が発生し、これの使用可能な部品等を他の組部品の修理に流用することが可能な場合は、監督官の指示を得てこれらの部品を活用し修理費の節減を図る。但し、原則として同一契約の範囲内とする。	
2.5 要求性能	車両等の修理後の性能は、個別仕様書で特に指示された場合を除き個別

件名	現地外注整備（市販型車両）共通仕様書
T.O等による。	
3. 品質保証	
3.1 品質管理	契約相手方が実施する品質管理は、個別仕様書で指示された場合を除き次による。
1) 車両等が要求事項に合致していることを確認するために使用する計測器及び試験装置は関連法に基づき、定期的に整備されていなければならない。	
2) 社内点検記録は、確実に保管されていなければならない。	
3.2 監督及び検査	車両等の外注整備作業に関する監督及び検査は次による。
1) 監督は契約相手方から保証するものとして提出された品質保証資料により実施するものとし、監督実施記録（別紙様式第4）に記録する。ただし、監督官が必要と判断した場合においては、直接監督を実施する。	
2) 検査は契約相手方の提出する品質保証資料に基づき、車両が当該契約の要求事項に適合した修理等を完了していることを確認し合格とする。	
4. その他の指示	
4.1 技術協力	契約相手方は、次に示す場合には、官側に技術等の協力をしなければならない。
1) 2.4.1)により納入した部品の不具合等の原因究明、対策案の提出及び処置について、官側から依頼された場合の調査検討の実施。	
2) その他技術的事項について、官側から要求があった場合には資料等の提出又は提示等の協力。	
4.2 補給手続	次に示す項目についての補給上の手続きについては監督官の指示を得て実施する。
1) 車両の受け渡し	車両の受け渡しは航空自衛隊物品管理補給手続第5章（物品管理補給業務一般）により実施し、輸送（搬入、搬出）は官側において実施する。 なお、車両の受領にあたり付属品等の員数を確認し、車両付属品員数表（別紙様式第5）に記録するものとする。
2) 官給品	官給品の品目、数量、日時については官給品明細表（別紙様式第6）による。 官給品は原則として官給を受けなければならない。
ア 官給品の使用後の処置	個別仕様書で官給と規定され使用した物品は、整備完了後、官給品使用明細書（別紙様式第7）を作成し官側に提出する。
イ 不具合があった場合	契約相手方は、官給された物品等に不具合を発見した場合は速やかに監督官に報告し、指示を得て不具合通報（別紙様式第8）を航空自衛隊物品管理補給手続第5章7節により作成し、分任物品管理官へ3部提出する。
3) 交換した旧部品の返納処置	交換した旧部品は、部品等使用明細書（別紙様式第9）及び管理換票を作成し車両の完成納入時官側に返納する。
4.3 保障	
1) 物品の搬入後から搬出までの間の一切の保管責任者は、契約相手側とする。	
2) 整備期間中における契約相手側の過失、その他により生じた損害は、すべて契約相手	

件名	現地外注整備（市販型車両）共通仕様書
	側の責任とする。
3)	修理完成品が納入後時期点検、検査までの間において機能不良、損傷等が発生しその原因が契約相手方の欠陥に基づくものであると明らかに認められる場合には契約相手方は無償で再修理の責を負う。なお、この判定は甲乙協議の上決定する。
4.4 仕様書の疑義	仕様書について疑義のある場合は、監督官又は検査官を通じて契約担当官に申し出る。

## 車両等検査要項

## 一般車両検査手順

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
I か じ 取 り 装 置	1. ハンドルの操作具合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	次の点検を実施する。 (1) 一定車速で平坦な路面を直進中、ハンドルが振れることがないか、また、左右に取られることがないか。 (2) 走行中にハンドルを操作したとき、操作が異常に重くないか、また、戻りがよいか。 (3) ハンドルを上下、左右、軸方向に動かしたときにがたがないか、また、ハンドルを直進位置から左右に回したときの遊びの量が適当であるか。
	2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ			リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックス各部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。
	3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み			リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックスとフレームとの取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷			リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類について、可動部を操舵力の伝わる方向に手で搖するなどして、次の点検を実施する。 (1) 連結部にがたがないか。 (2) 取付部に緩みがないか。 (3) 曲がりや損傷がないか。 (4) 割ピンが欠損していないか。
	5. ポール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷			リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類のポール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	6. ステアリング・ナックルの連結部のがた			リフト・アップなどの状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏ませ、タイヤに手を掛けて動かし、キング・ピン又はポール・ジョイントにがたがないかを点検する。
	7. ホイール・アライメント			ホイール・アライメント・テスタ(又は、キャンバ・キャスター・キング・ピン・ゲージ、ターニング・ラジアス・ゲージ、トーイン・ゲージ)を用いて、キャンバ、キャスター、トーイン(及びキング・ピンの傾斜角度)が規定の範囲にあるかを点検する。(タイヤの異状摩耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認められない場合は、サイド・スリップ・テスタにより点検してもよい。)
	8. パワー・ステアリングのベルトの緩みと損傷			(1) 定められたペリ間のベルト中央部を手(10kgf)で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (2) ベルト全周にわたって著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量			(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ギヤ・ボックス、オイル・ポンプ、ホース、パイプ、接続部などからのオイル漏れがないか。 イ ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂などがないか。 (2) エンジン稼働状態でハンドル操作を行い、油温を上げた後リザーバ・タンクのオイル量を点検する。(車両によっては、冷間時エンジン停止状態で点検する車両もあるので注意)
	10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み			リフト・アップの状態で、スパナなどにより、次の点検を実施する。 (1) オイル・ポンプ及びギヤ・ボックスの取付部に緩みがないか。 (2) ホース及びパイプの接続部に緩みがないか。
II 制 動 装 置	1. ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検する。
	2. ブレーキのきき具合			(1) 乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まるができるかを点検する。 (2) ブレーキ・テスターで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検する。

## 別紙第1 (2/14)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
	3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	○	○	(1) パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)を規定の力で操作したとき、引きしろ(踏みしろ)が、規定のノッチ数(ラチエットがかみ込む音で確認)の範囲にあるか、また、開放時に走行位置に保持されるかを点検する。 (2) ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態で、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく、空気の排出音が聞こえること。 また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検する。
	4. パーキング・ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した急坂(5分の1(20%)勾配)の路面で、停止状態が保持できるかを点検する。 (2) ブレーキ・テスターで点検する場合は、制動力が規定値以上あるかを点検する。ただし、ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態にして、レバーを駐車位置(またはテストポジション)まで引き点検する。
	5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ホース、パイプ、接続部に液漏れや損傷がないかを目視などにより点検する。 イ 走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ、ホースが車体その他の部分と接触のおそれがないかを目視などにより点検する。 ウ ホースに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。 エ 接続部、クランプに緩みなどがないかをスパンナなどにより点検する。 (2) エア・ブレーキにあっては、リフト・アップなどの状態で、ホース、パイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。又は、エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。
	6. リザーバ・タンクの液量	○	○	(1) リザーバ・タンクの液量が規定の範囲(MAX～MINなど)にあるかを点検する。 (2) リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検する。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検する。
	7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷	○		マスタ・シリンダに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷	○		リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダ(シリンダ・ブーツ内を含む。)に損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷	○		リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク	○	○	規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。
	11. ブレーキ・チャンバの機能	○		(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、チャンバのクランプ回りに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ペダルを戻したときのチャンバ・ロッドの戻りに異状がないかを目視などにより点検する。
	12. ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能	○		(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブからエア漏れがないかを音により点検する。また、ペダルを戻したとき、各バルブからのエアの排出に異状がないかを音により点検する。 (2) ブレーキ・バルブにあっては、エアの吐出側に圧力計を取り付

## 別紙第1(3/14)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
				け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、圧力計がエア・タンク内の圧力と同じ圧力であるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、バルブ・スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。 (3) リレー・バルブにあっては、入口側と出口側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏み込ませ、入口側と出口側の圧力差が規定の範囲にあるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。
13. ブレーキ倍力装置のエアー・クリーナの詰まり	○			分離型真空倍力式にあっては、エレメントを取り出し、汚れによる詰まり、損傷がないかを目視などにより点検する。
14. ブレーキ倍力装置の機能	○			(1) エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検する。 (2) エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検する。 (3) 必要がある場合には次の点検を実施する。 ア 油圧計などのテスタを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが、規定の範囲にあるかを点検する。 イ 真空計又は圧力計などのテスタを使用して、圧力の低下などが範囲にあるかを点検する。 ウ 真空計又は圧力計などのテスタを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検する。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検する。
15. ブレーキ・カムの摩耗	○			リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、カムに摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
16. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○		(1) 自動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、タイヤを手で回したとき、引きずりがないかを点検する。 (2) 手動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスターにより、すき間を点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗	○	○		リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、次の点検を実施する。 (1) ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。 (2) ライニングの厚みをスケールなどにより点検する。 (3) リベット、ボルトに緩みがないかを点検する。
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷	○			リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、亀裂、損傷などがないかを目視などにより点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)

別紙第1 (4/14)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
III 走行装置	19. バック・プレートの状態		○	(1) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブレケットに損傷や亀裂、変形がないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブレケットの取付けボルトに緩みがないかをスパンなどにより点検する。
	20. ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異状な引きずりがないかを点検する。
	21. ブレーキ・パッドの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外しキャリパ・ボディーの点検孔から、パッドの厚みを点検する。また、必要に応じてスケールなどにより点検する。
	22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・ロータに異状な摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み	○	○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムの取付けボルトに緩みがないかをスパンなどにより点検する。
	24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、パーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものは、シックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタにより、すき間を点検する。
	25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、損傷などがないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	27. 油圧式二重安全ブレーキ機構(セフティ・シリンドラ式)の機能		○	フロント・ホイール・シリンドラのエア・ブリーダを緩めた状態とリヤ・ホイール・シリンドラのエア・ブリーダを緩めた状態それぞれにおいて、ブレーキ・ペダルを反復して踏み込んだとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間があるかを点検する。
	1. タイヤの状態	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検する。スペア・タイヤについても点検する。 (2) タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、また、偏摩耗などの異状な摩耗がないかを目視などにより点検する。 (3) タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ(スリップ・サイン)の表示により点検するか、又は、タイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検する。
	2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	○	○	(1) ホイール・ナット、ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検する。 (2) 大型車両にあっては次の点検を実施する。 ア J I S 方式のシングル・タイヤ及び I S O 方式のタイヤの場合は、トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクでしめつける。 イ J I S 方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウター・ナットをゆるめて、インナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。 次に、緩めたアウター・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の処置を講じる。 (3) リヤ・シャフトの支持方式が全浮動式のものにあっては、アクスル・シャフトの取付けナット及びボルトに緩みがないかを点検す

## 別紙第1(5/14)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
	3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷（車両総重量8t以上の大 型車において行う点検）	○		<p>る。</p> <p>(1) リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を実施する。</p> <p>ア ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、亀裂や損傷がないか、ボルトに伸びはないか、著しいさびの発生はないか等を目視などにより点検する。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検する。</p> <p>イ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検する。</p> <p>また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) ディスク・ホイールを取付ける際に次の点検を実施する。</p> <p>ア 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除く。</p> <p>イ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、J I S方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布する。I S O方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を塗布する。（潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。）</p> <p>ウ ホイール・ナットの締付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則りを行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認し、ひつかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換する。</p> <p>エ インパクト・レンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。</p> <p>(3) J I S方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナー・ナットについて、上記のリフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行う。</p> <p>(4) ディスク・ホイールの取付け後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に50～100km走行後が最も望ましい。）、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み（3月ごとの点検項目）に示す方法によりホイール・ナットを締め付ける。</p>
	4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷	○		<p>リム、サイド・リング、ホイール・ディスクに損傷、腐食などがないかを目視などにより点検する。また、サイド・リング付きのディスク・ホイールにあっては、合い口のすき間についても規定値内であるかを点検する。</p>
	5. フロント・ホイール・ベアリングのがた	○	○	<p>リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。</p> <p>(1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。（ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどのがたではなくホイール・ベアリングのがたとなる。）</p>

別紙第1 (6/14)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
IV 緩衝装置	6. リヤ・ホイール・ペアリングのがた	<input type="radio"/>		(2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、フロント・ホイール・ペアリングを取り外し、ペアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸入がないかを点検する。
				リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ペアリングのがたであるかどうかを点検する。(ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなくホイール・ペアリングのがたとなる。) (2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、リヤ・ホイール・ペアリングを取り外し、ペアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸入がないかを点検する。
				リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
				リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンドなどに緩みや損傷がないかをスパナなどにより点検する。 (2) スプリング・ブラケットの取付部に緩みや損傷がないかを点検ハンマなどにより点検する。 (3) リーフ・スプリングのピンなどで連結されている部分を点検ハンマや手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (4) 後二軸のトラニオン式などにあっては、トルク・ロッド(ラジアス・ロッド)の連結部にがたがないかを点検ハンマなどにより点検する。
				リフト・アップなどの状態で、コイル・スプリングの折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
				リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) サスペンションの各取付ボルトやナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) サスペンションの各連結部を手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (3) サスペンション各部に損傷がないか、また、ボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
				(1) エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検する。
				リフト・アップなどの状態で、ベローズに損傷がないかを目視などにより点検する。
				リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) ラジアス・ロッド、スタビライザ、リンクエージなどの取付部と連結部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 取付部と連結部に損傷がないかを目視などにより点検する。
				車両を水平な場所に置き、エア・タンク内圧力が規定の範囲にあることを確認した後、フロント、リヤのベローズの高さが規定の範囲にあることをスケールなどにより点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷			リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 (2) 取付部に損傷がないか。

別紙第1 (7/14)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
V 動 力 伝 達 裝 置	1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間	○	○	(1) クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。このとき、マスター・シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあっては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検する。 (2) レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。(無調整式レリーズ・シリンダの場合は、点検は不要。) (3) アイドリング状態でパーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間(又は、床いっぱいまでクラッチ・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間)が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。
	2. クラッチの作用	○	○	(1) アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検する。また、1速又は後退(リバース)への変速操作がスムーズにできるかを点検する。 (2) クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検する。
	3. クラッチ液の量	○	○	リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) A/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検する。
	5. トランスミッション、トランスファのオイル量	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどにより車体が水平の状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取り外し、プラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。) (2) A/T車は、水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドリング状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後Pレンジ(車両等によっては、Nレンジ)に戻す。そして、レベル・ゲージによりオイル量を点検する。また、レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやがたがなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検する。
	6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフトのジョイント・フランジ・ヨーク取付ボルト、ナット、センタ・ベアリング・ブラケット取付ボルトに緩みがないかをスパンなどにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ドライブ・シャフトの取付ナットに緩みがないかをスパンなどにより点検する。
	7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷	○		リフト・アップなどの状態で、ユニバーサル・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。また、ブーツからのグリース漏れやブーツ・クランプの緩みがないかを目視などにより点検する。
	8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた	○		リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトを手で動かし、次の点検を実施する。 (1) 回転方向に動かすことで、主にスライン部の摩耗などによるがたがないかを点検する。 (2) 上下、左右に動かすことで、主に自在継手部の摩耗などによるがたがないかを点検する。

別紙第1 (8/14)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
VI 電 気 裝 置	9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた	○	○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ベアリング付近のシャフトを手で上下、左右方向に動かし、がたがないかを点検する。
	10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。)
	1. スパーク・プラグの状態	○	○	スパーク・プラグ(白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。)を取り外し、次の点検を実施する。 (1) 電極に汚れや損傷、摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検する。 (2) 中心電極と接地電極とのすき間(プラグ・ギャップ)が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップゲージなどにより点検する。
	2. 点火時期	○	○	エンジン暖機後、規定のアイドリング回転数で、タイミング・ライトなどを用いて、点火時期が適切であるかをクランク・ブーリなどの合わせマークを見て点検する。
	3. ディストリビュータのキャップの状態	○		ディストリビュータのキャップを取り外し、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) キャップ、ロータの汚れがないか。 (2) ハイテンション・コードの差込部に緩みや錆などがないか。 (3) キャップ内側各端子(セグメント)に焼損や錆がないか。 (4) キャップの合わせ面がほこりなどで汚れていないか。 (5) センタ・ピースに損傷や摩耗がないか、また、スプリングにへたりなどがないか。
	4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食	○	○	ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検する。
	5. 電気配線の接続部の緩みと損傷	○	○	(1) エンジン・ルーム内の電気配線について、次の点検を実施する。 ア 接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 イ 電気配線に損傷がないか、また、クランプに緩みがないかを目視などにより点検する。 ウ 電気配線が他部品と干渉するおそれがないかを点検する。 (2) 必要に応じ、シャシ各部の電気配線についても点検する。
	1. 低速と加速の状態	○	○	(1) エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検する。また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検する。 (2) エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノックキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検する。
	2. 排気の状態	○	○	(1) ガソリン車及びLPG車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドリング回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検する。また、アイドリング時のCO(一酸化炭素)及びHC(炭化水素)の排出濃度をCO・HCテスターにより点検する。 (2) ディーゼル車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検する。
	3. エア・クリーナ・エレメントの状態	○	○	エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷などがないかを目視などにより点検する。
	4. エア・クリーナの油の汚れと量	○	○	エア・クリーナのケースを取り外し、オイルの汚れ具合を目視などにより点検する。また、オイルの量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態	○		シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付部に緩みがないかをトルク・レンチなどにより点検する。(塑性域締め(角度締め)方式の場合には、この点検は不要。)
	6. エンジン・オイルの漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。

別紙第1 (9/14)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
VIII ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置				(1) シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどからオイル漏れないか。 (2) オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂損傷がないか。
	7. 燃料漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレータ、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどから燃料漏れないか。 (2) フューエル・ホース、パイプに亀裂や損傷がないか。 (3) 各ホース、パイプのクランプの取付けに緩みがないか。 (4) クランプのゴム等の劣化によりホース及びパイプの固定に異常がないか。
	8. ファン・ベルトの緩みと損傷	○	○	(1) 定められたブーリ間のベルト中央部を手(約10kg)で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。又は、ベルト・テンション・ゲージ(張力計)を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検する。 (2) ベルト全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	9. 冷却水漏れ	○		(1) アイドリング状態か、又はラジエータ・キャップ・テスターで加圧した状態で、ラジエータ、ウォータ・ポンプ、ラジエータ・ホース、ヒータ・ホースなどから水漏れないかを目視などにより点検する。 (2) ラジエータ・ホースやヒータ・ホースに劣化や損傷がないか、また、ホースのクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	1. メターリング・バルブの状態	○		エンジンを作動させ、アイドリング状態でメターリング・バルブのインターク・マニホールド側のホースをつまんだり放したりしたとき、バルブの作動音(カチカチ音)が発生するかを点検する。又は、メターリング・バルブの片側から通気し、反対側から通気しないことを点検する。
	2. プローバイ・ガス還元装置の配管の損傷	○		目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ホース、パイプなどの配管に劣化や損傷がないか。 (2) クランプの取付状態に異状がないか。
	3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷	○		ホース、パイプなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。
	4. チャコール・キャニスターの詰まりと損傷	○		(1) チャコール・キャニスターのフューエル・タンク側のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検する。 (2) パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、キャブレータからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気開放側から強く吹いたとき通気することを点検する。 (3) チャコール・キャニスター本体に損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷	○		チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検する。
	6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷	○		リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) 触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 触媒体本体に損傷がないかを目視などにより点検する。 (遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略することができる。) (3) 排気温度警告装置の配線の取付けに異状がないかを目視などにより点検する。
	7. 二次空気供給装置の機能	○		二次空気供給装置用フィルタの詰まりや損傷を点検する。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ

別紙第1 (10/14)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
IX 付 属 装 置 等				側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	8. 排気ガス再循環装置の機能	<input type="radio"/>		エンジン暖機状態で、EGRコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状況を確認する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	9. 減速時排気ガス減少装置の機能	<input type="radio"/>		ダッシュ・ポットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離したとき瞬時に戻ることを確認することにより点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態	<input type="radio"/>		ホース及びパイプに損傷、外れなどがないかを目視などにより点検する。
	1. 警音器(ホーン)の作用	<input type="radio"/>		ホーンの音量及び音質を聴くことなどにより点検する。
	2. 窓拭器(ワイパー)及び洗浄液噴射装置(ウィンド・ウォッシャ)の作用	<input type="radio"/>		次の点検を実施する。 (1) ウィンド・ウォッシャ液の量が適当か。 (2) ウィンド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適当か。 (3) ワイパーの低速及び高速の各作動が不良でないか。 (4) ワイパーの払拭状態が不良でないか。
	3. デフロスタの作用	<input type="radio"/>		デフロスタを作動させ、吹き出し口(サイドを含む。)からの空気の吹き出しや風量の切り換えに異状がないかを手を当てて点検する。
	4. 施錠装置(ステアリング・ロック)の作用	<input type="radio"/>		エンジン・キーを抜いたときステアリング・ロックが確実に作用するかを点検する。
	5. エキゾースト・パイプ、マフラー等の取付けの緩みと損傷	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) エキゾースト・パイプ及びマフラーの取付部、接続部に緩みがないかを手で揺するなどして点検する。 (2) エキゾースト・パイプ、マフラー及び遮熱板の取付ボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) ラバー・ハンガーの劣化や損傷、取付状態を点検する。 (4) エキゾースト・パイプ、マフラー及び遮熱板に損傷や腐食がないかを点検する。 (5) エキゾースト・パイプ及びマフラーが他の部分との接触のおそれがないかを点検する。 (6) エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていないかを点検する。
	6. マフラーの機能	<input type="radio"/>		エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異状がないかを聞くことなどにより点検する。
	7. 火花防止装置の状態	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	火花防止装置が十分冷えた状態で潤滑剤等を使い点検プラグを外し、エンジンを始動させ火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたき、アクセルを軽く踏み込み煤が出ないか点検する。煤が出るようならプラグを外したまま、煤が出なくなるまで次の手順を繰り返し清掃する。 (1) 火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたく。 (2) アクセルを軽く踏み込む。
	8. エア・タンクの凝水	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	エア・タンクのドレン・コックを開き、タンクに水がたまっていないかを点検する。
	9. エア・コンプレッサの機能	<input type="radio"/>		エア・タンクのエアを排出した後、エンジンを始動させ、アイドリング状態で、タンク内圧が規定値になるまでの所要時間を調べることにより点検する。
	10. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能	<input type="radio"/>		エンジン運転状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み、タンク内圧力が下限規定値に低下したときに、自動的にエア・コンプレッサが働き、上限規定値で自動的に停止するかを点検する。
	11. 非常口の扉の機能	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるかを点検する。また、開いたときに警報装置が作動するかを点検する。
	12. 車枠(フレーム)、車体(ボディ)の緩みと損傷	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(1) 乗用車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなど

別紙第1 (11/14)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
				<p>のリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。</p> <p>イ ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。</p> <p>(2) 貨物車等は次の点検を実施する。</p> <p>ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、サイド・メンバ、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム各部に損傷などがないかを目視などにより点検する。</p> <p>イ チルト式キャブにあっては、キャブ・チルト・ロック装置、ヒンジなどの各部に緩みや損傷ないかを目視などにより点検する。また、機能に異状がないかを点検する。</p> <p>ウ 物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などに損傷などがないかを目視などにより点検する。</p> <p>エ ドア、エンジン・フード、バック・ドアなどのヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。</p>
13. 連結装置のカプラの機能と損傷		○		<p>(1) 平坦な場所で、トレーラなどとの連結及び切離しがスムーズに行えるかを点検する。</p> <p>(2) カプラの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。</p> <p>(3) カプラ・ジョー、ジョー・ピン、シャフト及び軸受部に摩耗や損傷、がたがないかを目視などにより点検する。また、ラバー式カプラの場合には、ラバーに損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(4) カプラ・サドル(ベース)の上面に損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。</p>
14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		○		ピントル・フックとルネット・アイに損傷がないかを目視などにより点検する。また、取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。
15. 座席ベルト(シート・ベルト)の状態		○		シート・ベルトに損傷がないかを目視などにより点検する。また、バックルを操作してかみ具合に異状がないかを点検する。
16. 開扉発車防止装置の機能		○		乗降口の扉を開いたとき、運転席の警報装置が作動するか、また、扉を閉じた後でなければ発車しないかを点検する。
17. シャシ各部の給油脂状態		○	○	<p>(1) シャシ各部の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) 給油脂部のダスト・ブーツの破損、グリース・ニップルの脱落や緩みを点検する。</p> <p>(3) 自動給脂式のものは、自動給脂装置のスイッチを操作し、パイロット・ランプの点灯により、給脂が十分であるかを目視などにより点検する。</p>

## 施設、荷役、その他の車両検査手順

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
X 施 設 、 荷 役 、 そ の 他 の 車 両	1. キャリッジ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>次の点検を実施する</p> <p>(1) 背当て(バックレスト)の安全度を検査する。フォークの曲りを検査し、ロック・ピンが定位位置に固着されていることを確かめる。両方のフォークの水平位置は、荷物を水平に取扱えるように同一でなければならない。</p> <p>(2) ローラー及びシューの接着、摩耗、き裂及び破損を検査する。キャリッジ及びマスト・アッセップリの損傷又はアライメントが正しくないかを検査する。すべてのボルト、ナットを締付ける。</p> <p>(3) シリンダの漏れを点検する。</p>
	2. 操作レバー	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>次の点検を実施する</p> <p>(1) リンク機構、ペダル及びケーブル全体の作動良好と給油を点検する。</p> <p>(2) ロッド、ピン、クレビス及びケーブル、ブッシュ又はペアリングの状態、調整が正しいか及び確実に締まっているかを検査する。キーパー、コッター、ピン及びボルトが確実に定位位置に固定されていることを確認する。</p>
	3. チェーン	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	チェーンの外部状態を点検し、破損過度の摩耗の有無を点検する。
	4. ケーブル	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	ケーブルの外部状態を点検し、ドラム等に整然と巻取られていることを確認する。ケーブルの破損、錆、過度の摩耗、より、こぶ及びより線の断線の有無を点検する。
	5. シリンダ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>次の点検を実施する</p> <p>(1) シール、ガスケット、ブーツ、パッキン及び配管の機能良好、取付けの確実及び漏えいを点検する。</p> <p>(2) ピストン・ロッド、パッキン押さえを締める。(ロッドの表面には薄い膜が必要であるから余り締めつけ過ぎてはいけない。)</p>
	6. 油圧ポンプ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	往復運動式、遠心式、ダイアフラム式ポンプ、ピストン、インペラ、ダイアフラム及びシャフトの漏れ、アライメント及び過度の摩耗を検査する。
	7. 一般漏えい	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>次の点検を実施する</p> <p>(1) 原動機以外の水、空気、油系統の漏えいを綿密に点検する。</p> <p>(2) ローラー・ペアリング、シャフト及びローラーの摩耗を点検する。</p> <p>(3) ローラーの通路は清浄にして平滑でなければならない。</p>
	8. 旋回機構	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>次の点検を実施する</p> <p>(1) 作動良好、取付けの確実の点検し、摩耗度は、使用可能程度を超えていないかを確かめる。</p> <p>(2) 給油の適正を点検する。</p>
	9. マスト本体、ブーム	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	全体的状態を点検する。メンバの破損と安全度、シーブの過度の摩耗あるいはケーブルを損傷するおそれのあるフランジの破損を点検する。ブッシュとピンの過度の摩耗を点検し、ピン、リテーナが確実であることを確認する。ブーム・ケーブルのより、こぶ及びより線のすり切れ又は断線を点検する。ケーブルは折損するおそれがある前に交換する。すべての取付けを確実に締付ける。

別紙第1 (13/14)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
10. 安全クラッチ、減速機構	○ ○	機能良好、正規の調整、取付けの確実並びに油漏れを点検する。		
11. ドラム	○ ○	次の点検を実施する (1) 外部状態を点検、機能良好及びアライメントを点検する。 (2) ドラムのペアリングの過度の摩耗を点検し、シールは良好な状態であることを確認する。		
12. 昇降機構	○ ○	次の点検を実施する (1) 作動良好、取付けの確実、アライメント及び給油を点検する。ハウジングのシールとガスケットの漏れ及び破裂を点検する。ドラムのブッシュが作動に影響するほど摩耗していないか点検する。ケーブルの錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線を点検する。ケーブルはドラムに整然と巻き取られているかを確認する。シーブ、ペアリングと取付けの状態を点検する。 (2) シーブ(つな車)はケーブルをいためつけるほど破損又は摩耗していないかを点検する。		
13. コンミューター及びブラシ	○ ○	次の点検を実施する (1) コンミューター及びブラシの摩耗状態並びに、レギュレータの機能を点検する。 (2) コンミューター、ペアリングの摩耗と油止めの漏れを点検する。 (3) オイル及びグリースが過度にないことを点検しよこれがあれば清掃する。		
14. コントローラ	○ ○	スイッチ、ギヤ、配線及びサーキット・ブレーカの作動状態の点検、すべての部品が正しく、確実に取付けてあること及び電気的接続が確実であることを確認する。すべての取付ボルトを確実に締めつけること。		
15. パワー・テイク・オフ	○ ○	次の点検を実施する (1) 機能良好、正規の調整取付けの確実及び漏れを次の個所について点検する。 (2) プロペラ・シャフト、ユニバーサル・ジョイント、ピロー・ブロック、ドライブ・チェーン、スラック、アジャスター、コントロール・レバー		
16. 索導器(FAIRLEAD) (クレーン全般に適用)	○ ○	ブッシュ、ピン、シーブ及びマウンティングの過度の摩耗を点検する。ケーブルの摩耗、より線のすり切れ又は折損並びにフラット・スポットを点検する。		
17. クレーン・アタッチメント	○ ○	次の点検を実施する (1) ブームの各軸受部、溶接部及び全般について点検する。割れ、歪、損傷等の有無を点検する。 (2) 各シーブの変形、溝の著しい摩耗及びフランジの偏摩耗等の有無を点検する。 (3) 軸と軸金の摩耗を点検し、間隔が規定以上のときは調整する。		
18. キャタピラ	○ ○	次の点検を実施する (1) キャタピラに変形、き裂等が入っていないか点検する。センター・ガイドの摩耗による破損はどうか。 (2) リベットのゆるみはないかを調べ、過度の摩耗及び破損が有れば交換する。 (3) 連結チェーンのマスター・ピンが確実に締まっているかを点検する。破損又は過度に曲ったトラック・シールは交換する。		
19. 排土板及びスクレーパ	○ ○	排土板、サークル・ピン、キング・ピン、ピポット・ソケット及びホールの過度の摩耗と全般的状態を点検する。取付		

別紙第1（14／14）

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	I	
				ボルトの緩み点検、スクレーパに変形及び破損はないか、過度の摩耗又はき裂の有無を点検する。
20. フィフス・ホイール		○	○	次の点検を実施する (1) 締付け、取付けが正常な状態にあり、ゆるみ、破損等がなく作動が良好であるか点検する。 (2) 給油の状態を検査する。キング・ピン・ロックは正しく作動するか、キング・ピンに過度の摩耗はないかを点検する。
21. 補助脚		○	○	次の点検を実施する (1) 補助脚を手動しその作動状態を点検する。 (2) 各締付部、取付部が正常であるか、破損がないか点検する。
22. キング・ピン		○	○	キング・ピンは正常な状態にあるか、摩耗破損等の欠陥がないか作動状態が良好か、カップラとの結合箇所は完全であるか点検する。

## 車両等作業用紙（一般車両）

車両等作業用紙（一般車両）								整備作業チェック記号					
車種				検査の種類	I : 圖、M: 圖 + □ 管理換:※印			✓ 良好	T 締付				
自動車番号				所属部隊				× 調整	C 清掃				
開始日付				完了日付				×× 取換	L 給油				
								分解したら記号を○で囲む					
点検項目				記	備考			点検項目				記	備考
<b>I. かじ取り装置</b>													
1. ハンドルの操作具合							2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み						
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ				※			3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷						
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み							4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷						
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷							5. フロント・ホイール・ペアリングのがた						
5. ポール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷							6. リア・ホイール・ペアリングのがた						
6. ステアリング・ナックル連結部のがた							<b>IV. 緩衝装置</b>						
7. ホイール・アライメント							1. リーフ・スプリングの損傷				※		
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷							2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷						
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量				※			(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド						
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み							(2) スプリング・ブラケットの取付部						
<b>II. 制動装置</b>													
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間							(3) リーフスプリング・ピンなど連結部						
2. ブレーキの効き具合				※			(4) トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）の連結部						
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ				※			3. コイル・スプリングの損傷						
4. パーキング・ブレーキの効き具合				※			4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷						
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態							(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット						
6. リザーバ・タンクの液量				※			(2) サスペンションの各連結部のがた						
7. ブレーキ・マスター・シリンドの機能、摩耗、損傷							(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントの						
8. ブレーキ・ホイール・シリンド機能、摩耗、損傷							ダスト・ブーツの亀裂、損傷						
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷							5. エア・サスペンションのエア漏れ						
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク							6. エア・サスペンションのペローズの損傷						
<b>V. 動力伝達装置</b>													
11. ブレーキ・チャンバの機能							7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷						
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能							8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能						
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり							9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷				※		
14. ブレーキ倍力装置の機能							<b>VI. 動力伝達装置</b>						
15. ブレーキ・カムの摩耗							1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板との隙間						
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間							(1) クラッチ・ペダルの遊び				mm		
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗							(2) レリーズ・フォーク先端の遊び				mm		
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷							(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間				mm		
19. バック・プレートの状態							2. クラッチの作用						
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間							3. クラッチ液の量						
21. ブレーキ・パッドの摩耗 *ライニング又はパッドの残厚							4. トランスマッision、トランスファのオイル漏れ						
<b>III. 走行装置</b>													
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷							5. トランスマッision、トランスファのオイル量						
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み							6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み						
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間							7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部の						
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗							ダスト・ブーツの亀裂と損傷						
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷							8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた						
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能							(1) スライド部の摩耗によるがた						
1. タイヤの状態				※			(2) 自在継手部の摩耗によるがた						
(1) タイヤの空気圧（スペア・タイヤ含む）							9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ペアリングのがた						
(2) タイヤの亀裂、損傷							10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量						
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗							<b>VI. 電気装置</b>						
* タイヤの溝の深さ							1. スパーク・プラグの状態						
<b>IV. 原動機</b>													
1. 低速と加速の状態							2. 点火時期						
2. 排気の状態							3. ディストリビュータのキャップの状態						
CO							4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食				※		
HC							5. 電気配線の接続部の緩みと損傷				※		
黒煙							<b>VII. 原動機</b>						
3. エア・クリーナ・エレメントの状態							1. 低速と加速の状態						
4. エア・クリーナの油の汚れと量							2. 排気の状態						
5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態							3. エア・クリーナ・エレメントの状態						
6. エンジン・オイルの漏れ							4. エア・クリーナの油の汚れと量						

## 車両等作業用紙（一般車両）

7. 燃料漏れ	※		2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用	※	
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		3. デフロスターの作用		
9. 冷却水漏れ	※		4. 施錠装置の作用		
<b>VIII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置</b>			5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
1. メターリング・バルブの状態			6. マフラの機能		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			7. 火花防止装置の状態		
3. 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷			8. エア・タンクの凝水		
4. チャコール・キャニスターの詰まりと損傷			9. エア・コンプレッサの機能		
5. 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷			10. ブレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			11. 非常口の扉の機能		
7. 二次空気供給装置の機能			12. 車枠、車体の緩みと損傷	※	
8. 排気ガス再循環装置の機能			13. 連結装置のカプラの機能と損傷		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			15. シート・ベルトの状態		
<b>IX. 附属装置等</b>			16. 開扉発車防止装置の機能		
1. ホーンの作用	※		17. シャシ各部の給油脂状態	※	
署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。					
付記又は特記事項					
整備員印		検査員印		整備幹部印	
				整備隊等 の長印	

## 車両等作業用紙（施設、荷役その他の車両等）

車両等作業用紙（施設、荷役その他の車両等）								整備作業チェック記号			
車種				検査の種類	I : 圓、M: □ 管理換:※印			✓ 良好	T 締付		
自動車番号				所属部隊				× 調整	C 清掃		
開始日付				完了日付				×× 取換	L 給油		
								×××	修理		
								分解したら記号を○で囲む			
点検項目				記	備考			点検項目		記	備考
<b>I. かじ取り装置</b>								<b>II. 継衝装置</b>			
1. ハンドルの操作具合								2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み			
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※								3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷			
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み								4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷			
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷								5. フロント・ホイール・ベアリングのがた			
5. ポール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷								6. リア・ホイール・ベアリングのがた			
6. ステアリング・ナックル連結部のがた								<b>IV. 継衝装置</b>			
7. ホイール・アライメント								1. リーフ・スプリングの損傷			
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷								2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷			
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※								(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド			
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み								(2) スプリング・ブラケットの取付部			
<b>II. 制動装置</b>								(3) リーフスプリング・ピンなど連結部			
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間 ※								(4) トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）の連結部			
2. ブレーキの効き具合								3. コイル・スプリングの損傷			
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※								4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷			
4. パーキング・ブレーキの効き具合								(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット			
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態								(2) サスペンションの各連結部のがた			
6. リザーバ・タンクの液量 ※								(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントの			
7. ブレーキ・マスター・シリンダの機能、摩耗、損傷								ダスト・ブーツの亀裂、損傷			
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷								5. エア・サスペンションのエア漏れ			
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷								6. エア・サスペンションのペローズの損傷			
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク								7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷			
								8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能			
								9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※			
<b>V. 動力伝達装置</b>								<b>VI. 電気装置</b>			
11. ブレーキ・チャンバの機能								1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れた			
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能								ときの床版との隙間			
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり								(1) クラッチ・ペダルの遊び mm			
14. ブレーキ倍力装置の機能								(2) リリーズ・フォーク先端の遊び mm			
15. ブレーキ・カムの摩耗								(3) クラッチ・ペダルの床版との隙間 mm			
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間								2. クラッチの作用			
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗								3. クラッチ液の量			
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷								4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ			
19. パック・プレートの状態								5. トランスミッション、トランスファのオイル量			
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間								6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み			
21. ブレーキ・パッドの摩耗 *ライニング又はパッドの残厚								7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部の			
								ダスト・ブーツの亀裂と損傷			
								8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト緒手部のがた			
								(1) スライド部の摩耗によるがた			
								(2) 自在緒手部の摩耗によるがた			
								9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた			
								10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量			
<b>III. 行走装置</b>								<b>VII. 原動機</b>			
1. タイヤの状態								1. スパーク・プラグの状態			
(1) タイヤの空気圧（スペア・タイヤ含む）								2. 点火時期			
(2) タイヤの亀裂、損傷								3. ディストリビュータのキャップの状態			
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗								4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食 ※			
* タイヤの溝の深さ								5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※			
								<b>VIII. 排気装置</b>			
								1. 低速と加速の状態			
								2. 排気の状態			
								CO	H C	黒煙	
								3. エア・クリーナ・エレメントの状態			
								4. エア・クリーナの油の汚れと量			
								5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の緒付状態			
								6. エンジン・オイルの漏れ			

## 車両等作業用紙（施設、荷役その他の車両等）

7. 燃料漏れ	※		X. 施設、荷役、その他の車両等		
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		1. キャリッジ	※	
9. 冷却水漏れ	※		2. 操作レバーリフト、チルト	※	
<b>VII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置</b>					
1. メターリング・バルブの状態			3. チェンーリフト、ドライブ	※	
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			4. ケーブルーウインチ、ホイスト	※	
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			5. シリンダーリフト、チルト	※	
4. チャコール・キャニスターの詰まりと損傷			6. 油圧ポンプ	※	
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			7. 一般漏えい－油、水、空気	※	
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			8. 旋回機構		
7. 二次空気供給装置の機能			9. マスト本体、ブーム		
8. 排気ガス再循環装置の機能			10. 安全クラッチ、減速機構	※	
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			11. ドラム	※	
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			12. 昇降機構	※	
<b>IX. 附属装置等</b>					
1. ホーンの作用	※		13. コンミューター、ブラシ	※	
2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用	※		14. コントローラ	※	
3. デフロスターの作用			15. パワー・テーク・オフ	※	
4. 施錠装置の作用			16. 索導器	※	
5. エキゾースト・パイプ、マフラー等の取付けの緩みと損傷			17. クレーン・アタッチメント	※	
6. マフラーの機能			18. キャタピラ	※	
7. 火花防止装置の状態			19. 排土版、スクレーパ	※	
8. エア・タンクの凝水			20. フィフス・ホイール	※	
9. エア・コンプレッサの機能			21. 補助脚	※	
10. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能			22. キング・ビン－摩耗、破損、カップラ結合箇所	※	
11. 非常口の扉の機能			<b>XI. かく座機収容器材、100tオールテレンクレーン</b>		
12. 車枠、車体の緩みと損傷	※		1. 操向装置	※	
13. 連結装置のカプラの機能と損傷			2. 操向アライメント		
14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷			3. クレーン・エンジン	※	
15. シート・ベルトの状態			4. クレーン電気系統	※	
16. 開扉発車防止装置の機能			5. 補助脚	※	
17. シャシ各部の給油脂状態	※		6. 通話装置	※	

署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。

付記又は特記事項

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備隊等の長印	
------	--	------	--	-------	--	---------	--

要修理申立書

## 監督実施記録

監督実施記録			
車種		整備作業の種類	
車番		所属部隊	
開始日付		完了日付	
1. 指示事項等			
2. 監督等の方法及び場所			
監督官等氏名		補助者等氏名	

監督実施記録			
車種		整備作業の種類	
車番		所属部隊	
開始日付		完了日付	
1. 指示事項等			
2. 監督等の方法及び場所			
監督官等氏名		補助者等氏名	

監督実施記録			
車種		整備作業の種類	
車番		所属部隊	
開始日付		完了日付	
1. 指示事項等			
2. 監督等の方法及び場所			
監督官等氏名		補助者等氏名	

## 車両付属品員数表

車両付属品員数表							
車種	品名	車検証	エンジンキー	消防器	発煙筒	スペアキー	重量税
車番							
検査実施者	印	確認年月日					
監督官	印	確認年月日					

車両付属品員数表							
車種	品名	車検証	エンジンキー	消防器	発煙筒	スペアキー	重量税
車番							
検査実施者	印	確認年月日					
監督官	印	確認年月日					

車両付属品員数表							
車種	品名	車検証	エンジンキー	消防器	発煙筒	スペアキー	重量税
車番							
検査実施者	印	確認年月日					
監督官	印	確認年月日					

車両付属品員数表							
車種	品名	車検証	エンジンキー	消防器	発煙筒	スペアキー	重量税
車番							
検査実施者	印	確認年月日					
監督官	印	確認年月日					

## 官給品明細表

契約番号		契約年月日	年	月	日	車種	車番	
項目番号	物品种番及び番号	品名	単位	必要数量	払出数量	払出証書番号	備考	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

官給品使用明細書

## 不具合通報

(あて先)  分任物品管理官殿 (長気付)  (写真付先)		不具合通報		発 簡号			状 態			不 具 合 事 項												
				日 付	發簡			使 用 可 能	要 修 理 不 能	T O C (未 実 施)	I N C (不 完 備)	破 損	發 銘	不 適 用 (装 着 不 能)	識 別 不 明	機 能 不 良	数 量 相 違	物 品 票 の 不 備	包 装 (細 包) 不 良	期 限 不 明・切 れ	証 書 の 不 備	そ の 他
					作 成 基 地 等																	
					發 簡 者 名																	
項目	証 書 番 号	物 品 番 号	品 名	請 求 (出 荷) 数	受 領 数																	
1																						
2	証書記載のもの と相違する物品																					
3																						
不具合状況の明細	不具合発見時期 :		不具合箇所 :				改善意見等 :										隊 長 等					
																	受領側検査係					
来歴	製造会社名		修理会社名		納 入 年 月 日				調達担任補給処													
	製造年月日		修理年月日		かし担保期限				調達要求番号													
	製造番号 (Sr./No.)		修理(整備) 区分		受 領 の 区 分				そ の 他													
不 具 合 物 品 の 処 理	<input type="checkbox"/> 返 送 濟	<input type="checkbox"/> 回 答 後 处 置	<input type="checkbox"/> 受 領 側 で 修 理 可 能				参 考	請 求 (受 領) 物 品 の 部 品 番 号			出 荷 側 補 給 検 査 係 番 号											
	<input type="checkbox"/> 返 送 予 定	<input type="checkbox"/> U R と し て 处 置	<input type="checkbox"/> そ の 他 (右に記入)					関 連 T. O. 等 の 図 書 番 号			検 査 票 番 号											
出 荷 側 の 処 置													調 査 担 当 者	担 当 課 長 等								
														整 理 番 号								

## 部品等使用明細書